

## 環境に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の実施に伴い発生する環境に影響を及ぼすおそれのある要因及び地域の概況を考慮し、選定した環境影響評価の項目について現況調査を行い、対象事業の実施が及ぼす環境への影響について予測及び評価を行った。

環境に及ぼす影響の評価の結論は表 1 に示すとおりである。

表 1 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目		評価の結論
1. 大気汚染	工事の施行中	<p>[ 工事用車両の走行 ]</p> <p>二酸化窒素濃度の日平均値の年間 98% 値( 換算値 )は 0.051 ~ 0.056ppm であり、環境基準 ( 0.06ppm 以下 ) を満足する。工事用車両の走行に伴う付加率は 1% 以下である。</p> <p>浮遊粒子状物質濃度の日平均値の年間 2% 除外値 ( 換算値 ) は 0.058 ~ 0.059mg/m<sup>3</sup> であり、環境基準 ( 0.10mg/m<sup>3</sup> 以下 ) を満足する。工事用車両の走行に伴う付加率は 1% 以下である。</p> <p>[ 建設機械の稼働 ]</p> <p>二酸化窒素濃度の日平均値の年間 98% 値 ( 換算値 ) は、最大 0.057ppm で、環境基準 ( 0.06ppm 以下 ) を満足する。建設機械の稼働に伴う付加率は 13.9% である。</p> <p>浮遊粒子状物質濃度の日平均値の年間 2% 除外値 ( 換算値 ) は、最大 0.060mg/m<sup>3</sup> で、環境基準 ( 0.10mg/m<sup>3</sup> 以下 ) を満足する。建設機械の稼働に伴う付加率は 5.6% である。</p>
	工事の完了後	<p>[ 関連車両の走行 ]</p> <p>二酸化窒素濃度の日平均値の年間 98% 値( 換算値 )は 0.051 ~ 0.060ppm で、環境基準 ( 0.06ppm 以下 ) を満足する。関連車両の走行に伴う付加率は 0.1% 以下である。</p> <p>浮遊粒子状物質濃度の日平均値の年間 2% 除外値 ( 換算値 ) は 0.058 ~ 0.059mg/m<sup>3</sup> で、環境基準 ( 0.10mg/m<sup>3</sup> 以下 ) を満足する。関連車両の走行に伴う付加率は 0.1% 以下である。</p>
2. 騒音・振動	工事の施行中	<p>[ 工事用車両の走行 ]</p> <p>工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音レベル ( L<sub>Aeq</sub> ) は、66 ~ 70dB であり、予測した全ての地点で「騒音に係る環境基準」( 70dB ) を満足しており、工事用車両の走行による増加騒音レベルは、予測した全ての地点で 1dB 未満である。</p> <p>工事用車両の走行に伴う道路交通の振動レベル( L<sub>10</sub> )は、昼間 33 ~ 50dB、夜間 45dB であり、予測した全ての地点で環境確保条例に基づく「日常生活等に適用する規制基準」( 昼間 65dB、夜間 60dB ) を下回っており、工事用車両の走行による増加振動レベルは、予測した全ての地点で 1dB 未満である。</p> <p>[ 建設機械の稼働 ]</p> <p>建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音レベル ( L<sub>5</sub> ) は、最大 74dB であり、「指定建設作業に適用する騒音の勧告基準」( 80dB ) を下回る。</p> <p>建設機械の稼働に伴う建設作業の振動レベル( L<sub>10</sub> )は最大 68dB であり、「指定建設作業に適用する振動の勧告基準」( 70dB ) を下回る。</p>

3.日 影	工 事 の 完 了 後	<p>計画建築物により、1 時間以上の日影が及ぶ範囲には、「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例（昭和 53 年 東京都条例第 63 号）」に定める日影規制対象区域はない。</p> <p>また、計画地周辺の主要な地点における計画建築物による日影の変化は小さい。従って、計画建築物による日影の影響は小さいと考える。</p>
4.電波障害	工 事 の 完 了 後	<p>計画建築物により、一部地域においてテレビ電波のしゃへい障害（アナログ放送及び衛星放送）及び反射障害（地上アナログ放送）が予測されるが、本事業に起因する障害であると明らかになった場合には、地域の状況を考慮し、CATV の活用、共同受信施設の設置、アンテナ設備の改善などの環境保全のための措置を講じることにより、テレビ電波障害の影響は解消されるものとする。</p> <p>なお、地上デジタル放送波については、計画建築物によるしゃへい障害が生じると想定される方向は、テレビ電波が既存建物によりしゃへいされている地域ではあるが、デジタル放送波を良好に受信できていることから、本計画建築物による電波減衰を考慮してもしゃへい障害が生じる可能性は低いものとする。</p>
5.風 環 境	工 事 の 完 了 後	<p>計画建築物建設後の風環境の変化は、植栽等を行わない場合、現況に比べ、1 領域増加した地点は 24 地点、2 領域増加した地点は 2 地点あった。植栽等による対策を行った場合、現況に比べ、1 領域増加した地点は 8 地点あり、2 領域増加した地点はなかった。</p> <p>建設後（対策後）は建設後（対策前）に比べ、領域が増加した地点は 18 地点減少しており、計画地内の防風植栽による対策の効果が確認された。また、領域が増加した地点もすべて低中層市街地相当の風環境である領域 B への増加である。従って、計画建築物の建設による風環境の変化は許容される範囲にあるものとする。</p>
6.景 観	工 事 の 完 了 後	<p>[ 地域景観の特性の変化の程度 ]</p> <p>計画地周辺は、埠頭、倉庫等の港湾施設、中高層の業務ビル、住宅ビル及び超高層ビルが混在しており、本事業は、晴海運河に面して高さ約 180m の超高層ビルを 2 棟建設するものである。計画建築物の建設により晴海地区のランドマークとなり、新しい時代にふさわしい景観が形成されたと考える。</p> <p>[ 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度 ]</p> <p>計画建築物は超高層ビルではあるが、周辺の中高層建築物や近年増加している高層ビルが形成する都市景観との調和が図られているため、代表的な眺望地点からの眺望の状況に著しい変化は与えていないと考える。また、環境保全のための措置により、海辺の環境と共生した景観形成に寄与すると考える。</p> <p>[ 圧迫感の変化の程度 ]</p> <p>圧迫感については、計画建築物の建設により形態率は増加するが、その変化量は小さい。また、環境保全のための措置により圧迫感の変化の低減に努めることから、圧迫感は軽減されるものとする。</p>